

参考資料

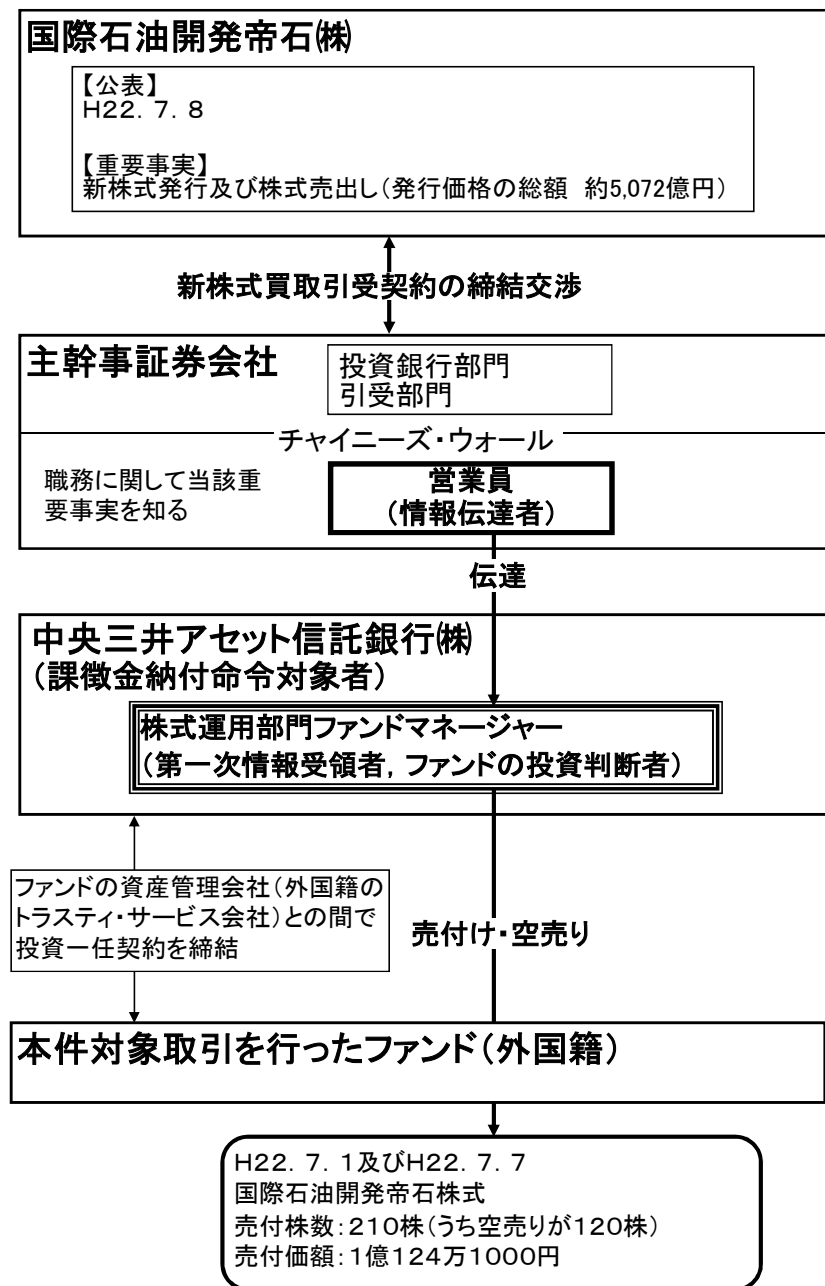
目 次

- ① 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案 1
- ② インサイダー取引に係る規制の比較 5

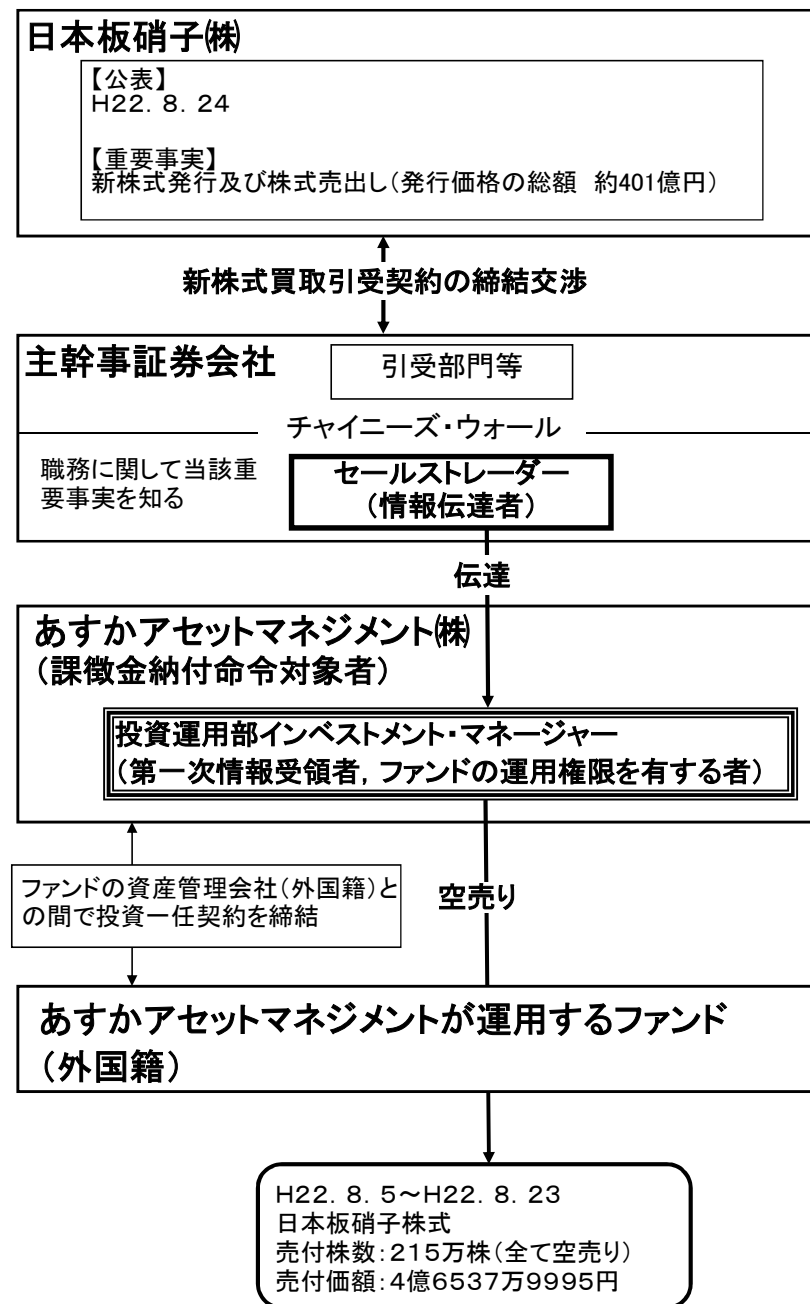
「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

	課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	違反行為の 取引金額	ファンドの 得た利益	課徴金額
①	平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 7月8日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	1億124万円	1,455万円	5万円
②	平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジメント	4億6,537万円	6,051万円	13万円
③	平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	1億8,418万円	2,023万円	8万円
④	平成24年 6月8日	—	東京電力	平成22年 9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	8,051万円 44万円	— —	・1,468万円 ・6万円
⑤	平成24年 6月29日	—	日本板硝子	平成22年 8月24日	ジャパン・アドバイザリー	5億4,178万円	1,624万円	37万円
⑥	平成24年 11月2日	—	エルピー・データメモリ	平成23年 7月11日	ジャパン・アドバイザリー	3,041万円	564万円	12万円

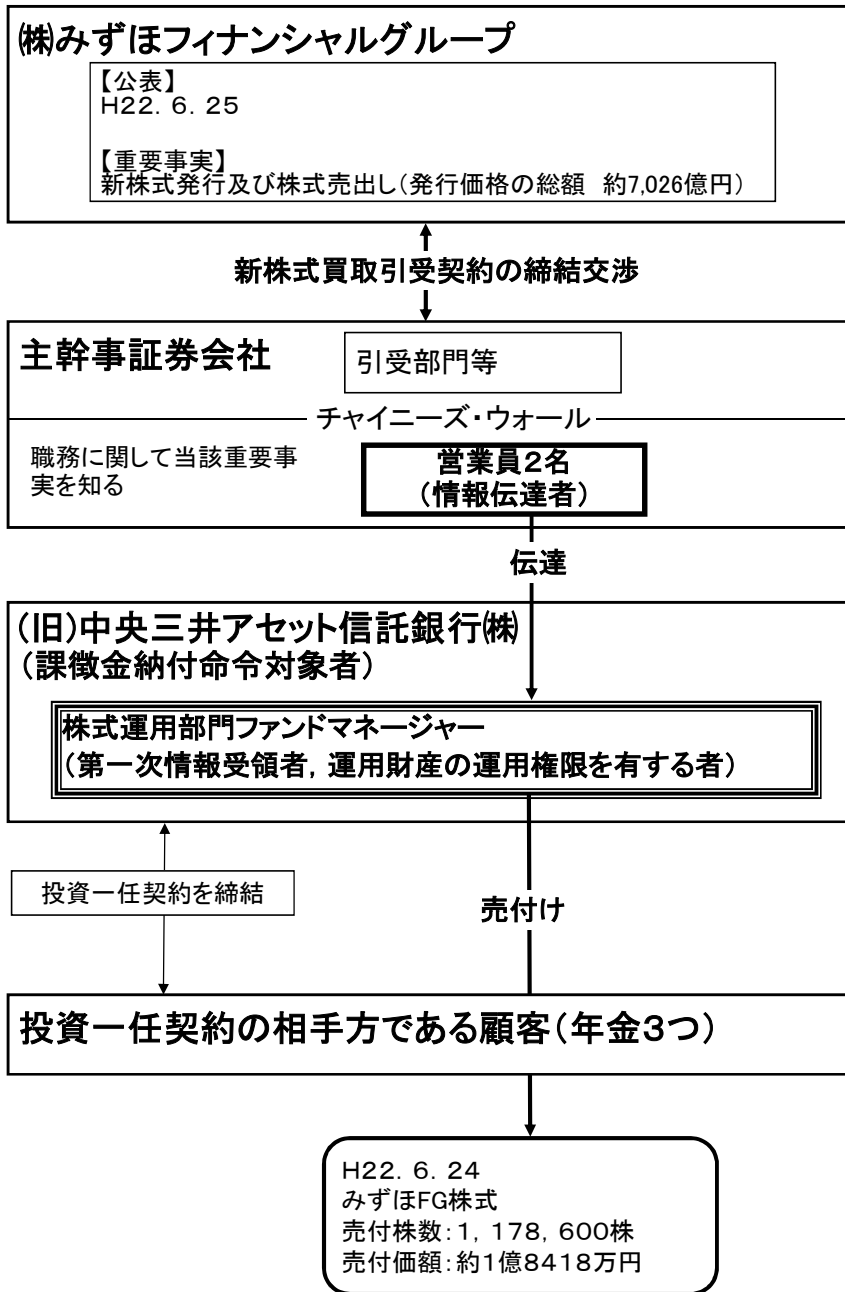
事案①の概要



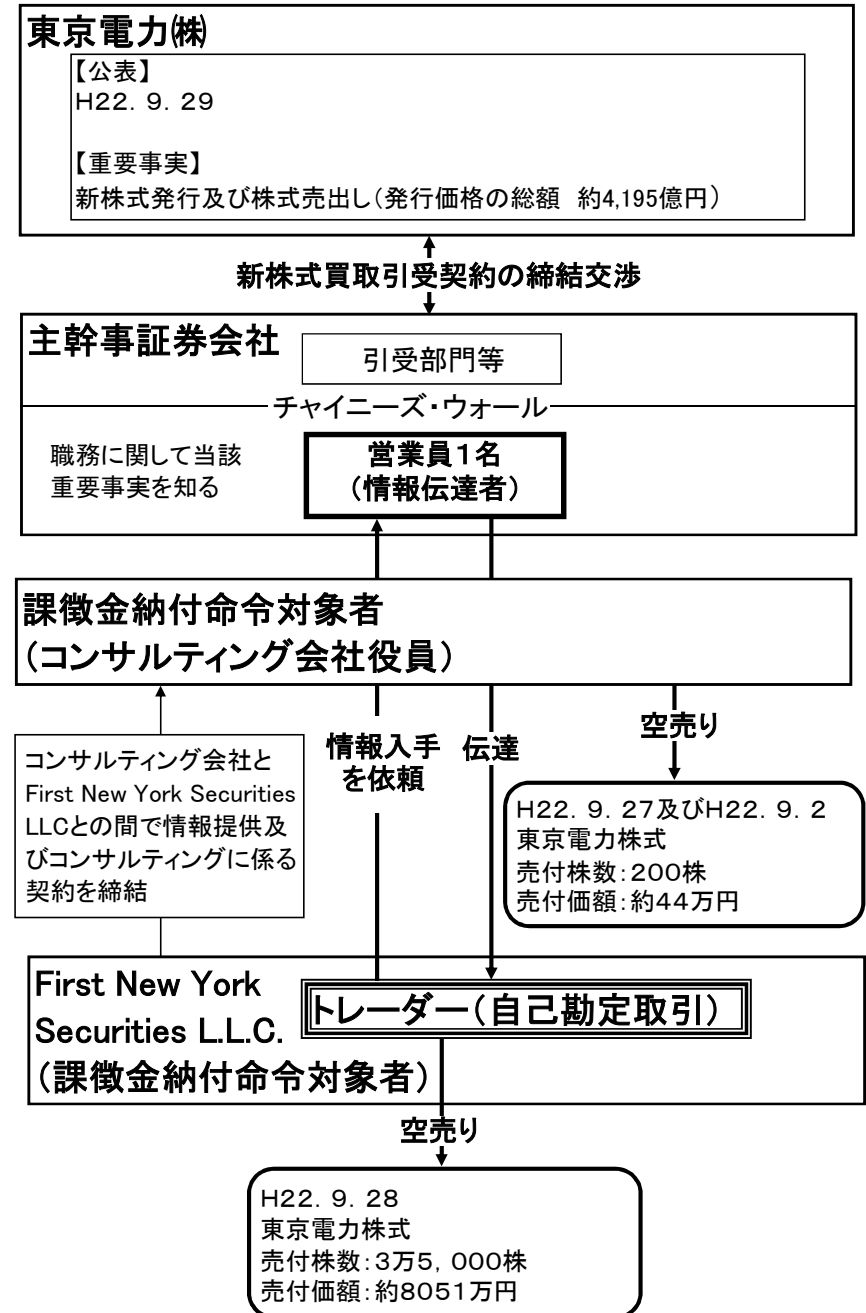
事案②の概要



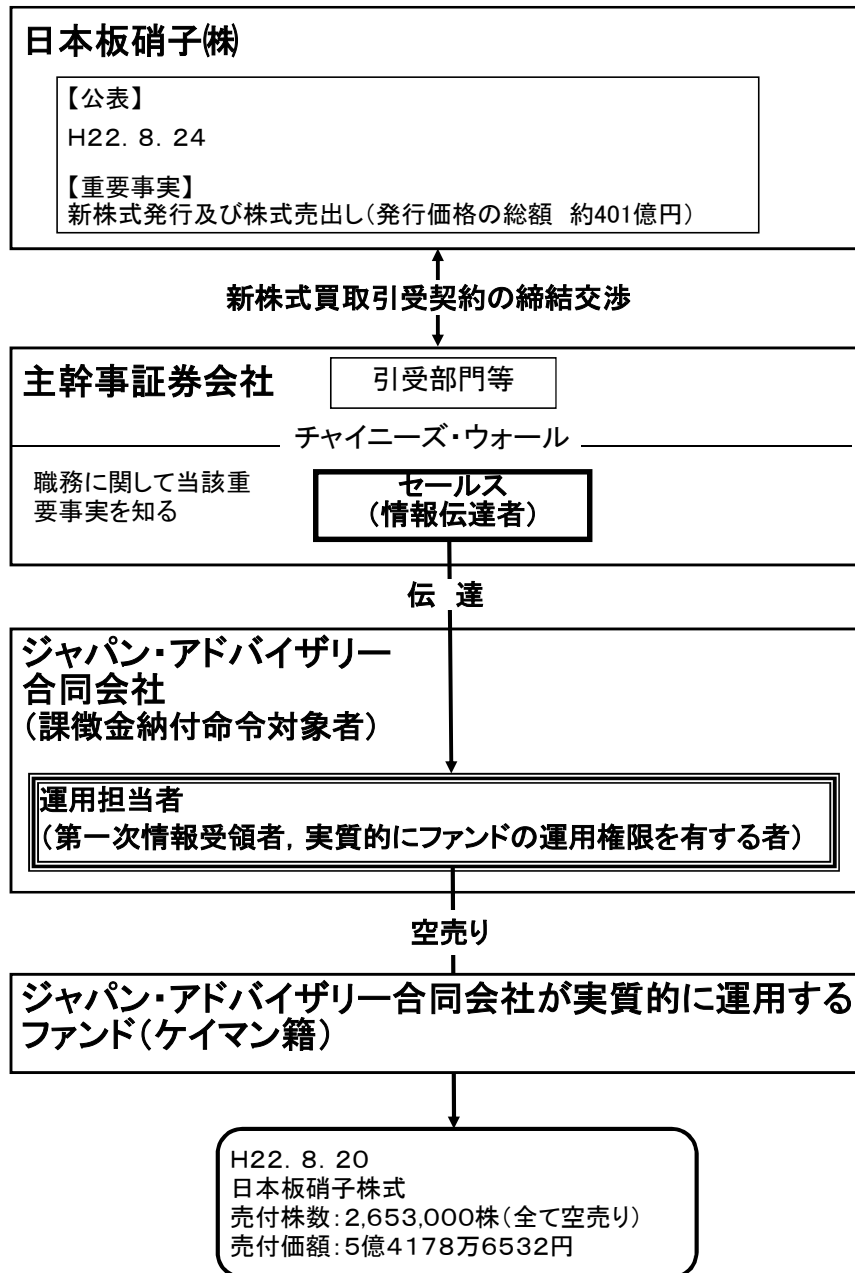
事案③の概要



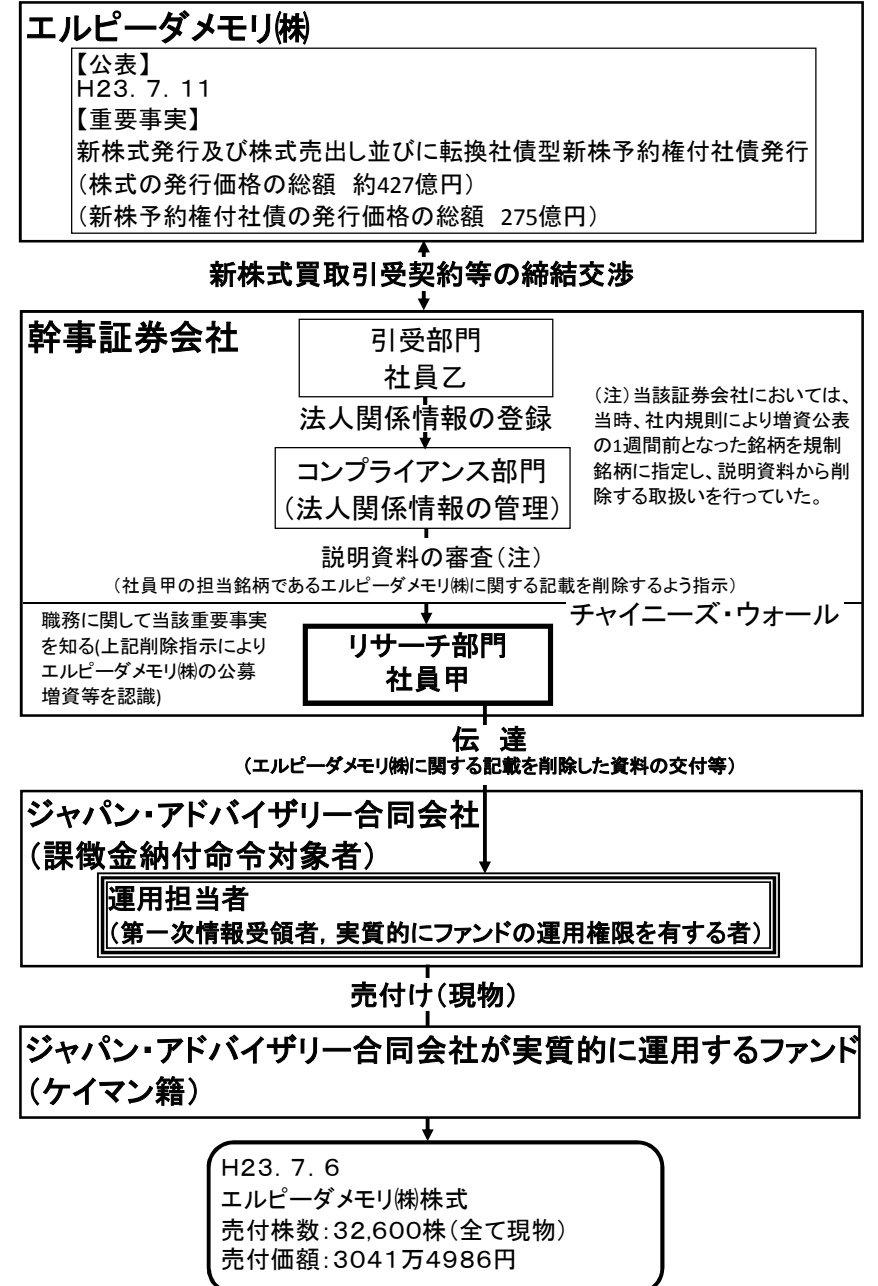
事案④の概要



事案⑤の概要



事案⑥の概要



インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引	○	○	○	○	○
情報伝達行為	×	○ (注1) ※情報受領者が取引を行った 場合に限る	○ (注2)	○ (注2) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り	○ (注3) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	△ (注4)	○	○ ※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り	○ ※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り
課徴金等	○	○	○	○	△ (注5)
「他人の計算」の 場合の課徴金額等	報酬額	取引自体の利得の 最大3倍	報酬額+制裁	1億ユーロ or 報酬額の10倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	○ (5年以下の懲役等)	○ (20年以下の自由刑等)	○ (7年以下の自由刑等)	○ (2年以下の自由刑等)	○ (5年以下の自由刑等)

(注1) 発行体若しくは株主に対する信託義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。

(注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。

(注3) 権限なく行う場合に限る。

(注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。

(注5) 情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置(過料)のみ。